

万延二年辛酉(1861)一月

同 六日

一 去節季組内稽古御せり立之御沙汰有之候一付 中村  
五郎平 右川七郎兵衛 尚当年證人横田秀五郎の三人江  
諸稽古世話方被仰付候段緒方弥左衛門代聞ニテ沙汰  
いたし候事 尚又当年より者射術勿論劔術共稽古

【注】節季ニ年の末。

【40頁】 21B

日之定 月々面着差出候様令沙汰候事

付り 劔術之儀者都合少人数之儀一付須佐地ニ毛

世話方三人ゆへ已上六人申合致世話候事

須佐地組とも

申合せ稽古仕面着之儀も両組相限之一面着

両組より一面着差出候事尚面着 須佐地仕出之節者

石津伝右衛門迄差出 瀬尻罷出之節者当方迄差出

候様申付候 射術之儀者是迄之通り一卜面着ニテ

業附迄相あいとこのえ 調月々差出候様令沙汰候事

付り 右之通り三人共呼出ニ而令沙汰筈之処行懸り

【注】須佐地 = (すさじ) 萩市田万川町下田万須佐地

【40頁】 22A

追おっつけ 附稽古始も有之儀一付前書之通り緒方弥左衛門  
代聞ニテ令沙汰候事

同 八日

御状致拜見候 此如御吉例過ル三日四組弓鉄御物始  
無とてこもりなく 滞あた

相済候一付中り付爰こもとも 元被差出候間致披見さそつて 左候而御  
序を

以可おききにおよぶべく 及御聞之通被仰越おおせこされ 致承知 右為御答

如此御座候 恐惶謹言

正月六日

大田 丹宮 判

【41頁】 22B

當役中四組頭筆並を以連名 益田 勘兵衛 判

右之通り御土居より持参一付致披見候事

同十四日

手形

一 薪松雜木三拾荷也 何条何某

一 " 何拾荷也 何条何某

一 " 何拾荷也 御中間 何某

【42頁】 23A

- 一 〃 何拾荷也 御臺所 何某
- 一 〃 何拾荷也 御組百姓 何某
- 一 松角 何拾丁也 何条何某
- 但式間物壹寸角
- 一 〃 小割物 何拾丁也 何条何某
- 一 〃 板 何拾坪也 何条何かし
- 一 竹 拾荷也 御中間 何某
- 一 杉角 何丁也 御組百姓 何某

【注】荷（か）荷物を数えるのに用いる語。一人で担げる大きさの荷物。丁（ぢょう）二丁材のことで継ぎ目のない一本の木材のこと。式間物壹寸角（しきまものいちすんかく）木材一寸角で二間の長さの材積を「一才」と呼んだ。坪（へい）木材の取引単位。一間四方または六尺五寸四方。

【43頁】 23B

但長サ式間物 壹寸角

右之人数当春難波罷居候故 為取続 持懸り小葉山之内指切仕 尾浦漁薪一売払仕度 尚才木竹山之儀  
材木カ  
 下田万 濱崎屋利兵衛 致 所望候一付 遣 せ度段  
しよもついたし つかわ  
 御願申出候間 採用勘過被遂 御ゆるしくたさり  
 御免被下候様奉願候 此段御序之節宜様被成御沙汰  
くださるべく  
 可被下候 奉願候 以上

万延貳酉ノ正月 横田秀五郎 判

【注】小葉山（こばやま）現在地不明。尾浦（おつら）現萩市田万川地区の地名。昭和三十一年須佐から分離・編入した。下田万（しもたま）萩市田万川町下田万。濱崎屋利兵衛（はまさきりへい）恐らく羅（かいよね）問屋のことである。漁師に対して釣り道具、引き綱、そのたかりや薪に至るまで

万延二年辛酉（1861）一月

支給し、漁師の水揚げからその代金を差し引いた。漁の少ない日や時化続きで漁師が生活に困るときには、越荷運賃米や口銭米、作徳米など年貢米以外の自由米を買って漁師に貸与し、後日清算した（引船制度）。  
 勘過（かんか）勘はつきあわせて調べる意で検査して通すこと。あるいは検査に合格する事にも用いる。

【44頁】 24A

緒方弥左衛門 判

増野勝太殿  
 右私組内證人 横田秀五郎 緒方弥左衛門より  
 前書之通り申出候条 此段宜様被遂御沙汰可被下候  
 頼存候 以上  
 同日 増野勝太 判  
 益田二郎左衛門殿

【45頁】 24B

前書之通り手形相調 證人緒方弥左衛門持参一付判形  
 相調職座迄差出置候 尤年々定例之儀候得共荒 増案文  
あらまし  
 旁 扱 置 候 事  
ひかえ

一 旧冬御沙汰相成候組内稽古御引立之御趣意 年寄

證人八承知之前一候得共都合惣人数江者致沙汰置候様と  
 緒方弥左衛門迄致沙汰置候事

同十八日

万延二年辛酉(1861)一月

御願申上候事

私儀当年六拾貳歳一罷成候処 未夕家統之実子

【注】年寄 = (こしより)町浦において庄屋と同じ役務をするもの

【46頁】 25A

無御座 先達而御細工人西尾久平二男乙作と申者  
所望仕御願申出被遂御免候處 内輪不折相二付  
違変之御断申出被遂御免難 有仕合奉存候 此度  
益田三之助殿内 豊田歳右衛門弟菊蔵と申者 當年  
式拾七歳一罷成候者養子に所望仕度段内證申合せ仕候間  
偏二 御心入を以被遂御許容被下候様奉願候  
此段御序之節宜様被成御取成可被下候 奉願候

正月十八日 板井 十郎右衛門 判 以上

【注】細工人 = (さいくにん) 諸品の製作 裝飾などの細工職をもつて仕える階級。その職種には瓦師、鞆師、塗師、鞍打師、磨師、籐細工師、貼付師、柄巻師、刀鍛冶師、時計細工師、左官、乗物師、御手鍛冶、白銀細工師、飾師、松皮師、鋳物師、鑄師、鑿細工、具足師、矢師、焼物師、船大工、仕立物師、鍛冶細工、鍛冶大工、彫物師、挽物師、竹細工師、鉄炮金具師、表具師、研師、鈴張師、蒔絵師、樋大工、切皮師、紺屋、豊師などがあつた。文久3年に帯刀を許されたが、名字はそれ以前から許可されていた。

【47頁】 25B

増野 勝太 殿

右私組内板井十郎右衛門より前書之通り願出候条  
宜様被仰伺可被下候 頼存候 以上

同日 増野 勝太 判

益田 丹下 殿

益田 三郎左衛門 殿

益田 勘兵衛 殿

増野 藤右衛門 殿

【48頁】 26A

松本 良左衛門 殿  
大田 丹宮 殿  
栗山 翁助 殿  
右之通り仕調證人緒方弥左衛門持参一付早々差出候事

同 廿四日

以手紙得御意候 此内願出相成候御組内  
板井十郎右衛門養子之儀 申調之所 願之通り  
被遂御免候条 此段左様御心得候而 可有

【49頁】 26B

御沙汰候 已上

正月廿五日

増野 勝太様 益田三郎左衛門  
前書之通り申来り候二付現人呼出早々致沙汰  
候事

同 廿五日  
以手紙得御意候 御組内御中間嘉平世倅岩蔵  
別紙之通り被仰付候条 可有御沙汰候 以上  
正月廿五日

【50頁】27A

尚々御番手之儀者当秋一相成候間左様御含二可有  
御沙汰候 以上

増野 勝太様 益田三郎左衛門

加判座御附

瀬尻組

嘉平世倅  
岩蔵

歸役

右御番手御供被仰付候事

酉ノ正月

以手紙得御意候 御組内御中間末松 弥三郎儀

万延二年辛酉(1861)一〜二月

【注】 歸役（かえりやく）

【51頁】27B

御番手御供被仰付候処 御断申出候二付願之通り  
御差繰被仰付候条 此段可有御沙汰候 以上  
月日

増野 勝太様 益田三郎左衛門

一筆致啓達候 私組内板井十郎右衛門養子願之通り  
被仰付之旨申渡候處難（ありがたき） 有仕合二奉存候段御請御礼申出  
候条此段御序之節宜様被仰上可被下候頼存候恐惶謹言

大田 丹宮様 増野 勝太

【注】 差繰（さしくり） 差し支えないように都合をつける。繰り合わせる  
（時間を）。

【52頁】28A

前之通り相調萩当役迄差出候事

二月六日

覚

御組百姓半六弟国五郎と申者私下人二任度奉存候間

此段御聞届被成可被下候 奉頼候 以上

月日 三浦 米槌

万延二年辛酉(1861)二月

【注】下人 = けにん(身分の低い者。下男。しもへ)

【59頁】 28B

手形

- 御組中間 常右衛門
- 一 松角 五丁也 一 板 拾坪也
- 一 小割いごわり 拾五丁也 一 薪 三拾荷也

右彼者持懸り笛吹畠平除切仕度二付木挽蔵吉  
と申者所望仕前書之通り賣松仕下田万并尾浦邊江  
取結入用とゞ差出度段申出候間採用勘過被遂

【注】笛吹畠平 = (ふえふきはただいら)何処の地名か不明。

【54頁】 29A

御免被下候様奉願候此段宜様被成御沙汰可被下候  
奉願候 已上

年号月日 横田 秀五郎 判

緒方 弥左衛門 判

増野 勝太 殿

右私組内横田秀五郎・緒方弥左衛門より前書

之通り願出候条此段被遂御沙汰可被下候 頼存候 已上

同日 増野 勝太 判

【55頁】 29B

益田三郎左衛門殿

- 一 組内より射術面着并劔法面着當正月分差出候一付石津
- 伝右衛門迄證人を以差出候事
- 付り 劔術面着之儀者下兩組一面着二差出候二付猶更石津
- 氏迄持参候事

同日

一 先達せんだつて而組内より頭役承り候一付悦とゞ罷出度段度々

【56頁】 30A

申出候得共何力差さしどい 湊之筋有之 今日右引受いたし  
無とごうありなく 滞相済候事

付り 委細之儀者別記之有之二付略之

正月廿 日

- 一 瀨尻境力 二而元来者郷と入交り山河之内往後往古已前より組内より

火込

柴草山ニア組内ばかり計より かり来り候先例ニ而有之候處 一  
昨年郷より多人数来り右之

場所ニ而刈り草いたし候ニ付其儀者組内より留候處追々右之  
儀六ヶ敷

相成表方申出候ニ而者無之候得共 脇方より聞

先頭大谷利兵衛相方為宜折合候様心配相成候得とも

【注】火込ひこめ? 焼山のことか?

### 【57頁】 30B

所詮長引候内柴草時分打過相方入用無之ニ付其年

者双方共ニ採用不致相済候此申ノ春も又々右之儀申出候得共  
格別之儀も無之由ニ而先当年之儀者是迄之通り組内より採用

仕せ候處者追々可申聞段地下打廻り小右衛門を以上田万

庄屋堀野徳十郎申入此春之儀者右之趣ニ而組内計採用ばかり

ニ而相済候由 先頭大谷利兵衛より承り候事

一 右場所柄之儀者組并ニ郷者入交り之處様ニ而者有之候得共

已前より柴草之儀者 組内計り火込置採用等いたしばかり

### 【58頁】 31A

来りし者只今より郷よりも多人数入込採用いたし候而者

組内之迷惑おおかたならず大 方何卒先例通りニ相済候様組内よりも

万延二年辛酉(1861)二月

追々呼? いたし候ニ付勿論先例之儀ニ候得者至極尤之様

相考旁ニ付 当年ノ末比 郷庄屋方江申入候趣左之通

一 右柴草山之儀者已前より組内ニ火込勿論組内より採用いたし  
来り候場所江郷より多人数入込採いたし候而甚はなはだもって 以不相

済儀ニ候条

外向より者一向採用差留候条右様相心得候様地下打廻りしげ

小右衛門を以上田万庄屋堀野徳十郎迄申入候事

【注】一向ひたすら = ひたすらひたすら

### 【59頁】 31B

二月十日

一 右之趣堀野徳十郎方小右衛門より申入候處 委細承知仕候

早速存内江も其沙汰可仕候尤多人数之儀ニ付候得者何ぞ趣そつらえは

申出之者も可これあるべく有之候得共 都合之御先例之儀ニ候ハ

其儀取り納

方可つかまつるべく 仕覚悟御座候 萬一無余儀共御座候ハ其節御やつ厄

かい介

可申出候間 其内之處宜被仰上候様小右衛門より右返答有之  
候事

付り 右之様小右衛門より徳十郎へ申入候處一応ハ

兎哉角者とやかく

申分も有之候由候得共色々組内先例申遣ハ縮  
る處

【注】存内ぞんじうち、ぞんない = 庄屋の支配管轄内野村を示す言葉。 (山口

県史 資料編 幕末維新 6 1097頁)

万延二年辛酉(1861)二月

【90頁】 32A

本文之通り致引受候由一候事

同廿三日 御中間 萬右衛門

一 右預り山物境之儀一付 近年御詮議懸り一相成居り候於弓場

所一丟冬去冬衍字 竹切取り所々令売払候段相聞詮議

被仰付候處其筋無相違あいたがいなく 愆そつじて 而當時竹不如意一付而者たとへ

自身持懸り竹と而も猥一取扱不相成段者追々御沙汰筋も

有之候處力 右躰之不 屆場所柄彼 是甚以大膽之作 廻重

豊不謂事一候依之追込被仰付候事

【注】作廻さくまいし仕ぐさの意で振舞と近似する。作舞。不謂事ふいわれざること「不謂」は「いわれざる」は「いわれない」不当な余計な。ここでは余計なこと。追込おいかこみ閉戸。卒族以下庶民の謹慎刑。諸士の場合は閉戸と呼ぶが卒族以下は居宅に門扉を許されない為、雨戸や窓を閉じて謹慎し、本人及び他人の出入りを禁じた。

【91頁】 32B

右之通り勘場呼出候而沙汰いたし候様職役益田三郎

左衛門方

授有之候一付早速證人緒方弥左衛門江右之趣申付候事

付り 右之趣早速御沙汰通り萬右衛門江申聞せ候處

謹而

御受申上候段證人弥左衛門より届出候事

付り 右一付後附・打廻り被差出 旁左様令

沙汰候様申来り一付 早速證人弥左衛門呼寄せ

同人より在郷證人江手紙を以申遣候事在郷證人より

親類兩人呼出 右之致沙汰候事

追記 爰こゝもと 元證人罷越候而 右越候之儀一付致詮議

見候處 利兵衛殿より右之通り

申付 記置候事

【注】授さずけ 伝授する。教える。連絡する。

【92頁】 33A

同廿五日

一 在郷證人横田秀五郎 爰こゝもと 元證人緒方弥左衛門兩人

夜中罷出候趣者 於瀨尻大橋汀百姓彦右衛門と申 過ル十日

之夜中米吉俵風ふと与行着不分り一相成候一付早速より地下一内証

儀仕候處石川七郎兵衛下人友左衛門と申者ぬす三取り候段

白状仕 然ル處此者計りはか一而も無御座由申一付 只様致詮議

候處 御組中間市郎左衛門世倅千吉と申者同道一而ぬす(一)

取り実よんごころ右千吉より起り右之趣申出候一付無 抛人数二

相成候由

【注】大橋汀おおはしなぎさ大橋三樹三のこと。中土、御手廻、十三右。瀨尻組組士。内証ないじょう表向きにせず内々にする。内緒、内密、秘密。

【93頁】 33B

友左衛門申一付早速中間中より千吉處者致詮議候處一向に

存

不申段友左衛門儀中々狼席之申分 私江致方懸候段大膽之  
次第二候 何卒彼者を致對度 計ばかり 申候而本文之通り一向不分  
最早日数も余分懸り組内迷惑不おおかたならず 大 方 是二而候八組内之註議  
仕御厄介申出間敷者幸甚候得共右様之趣二行無よんどころなく 抛申出候間  
宜御取計成被下候様申出候右両人口書相 認したため させ持参二行  
得と致吟味候得共 格別此上之見附も無これなき 之故右之通り  
廿六日職座益田三郎左衛門迄其趣致内相談宜様取計

【64頁】 34A

くれ候様申出置候事

同廿七日

一 昨日之一件二行 御中間千吉尚石川七郎兵衛下人友左衛門  
御尋之筋有之候条 仕度次第親類召連爰こどもと 一元罷出候様  
可致沙汰段授有之候二行早速弥左衛門を以右之沙汰いたさせ  
候事

付り 右之人柄爰こどもと 元町二而下宿有之候条直様其方江罷出  
候様致沙汰候事 尤千吉儀只今二而格別落度も無  
之儀二行勿論帯刀二而中間半間之方二而滞留之由二而  
候事

【65頁】 34B

万延二年辛酉(1861)二月

同廿八日

覚

先年已来筑前金崎より海士主九郎次と申者入漁仕度  
組百姓五郎右衛門と申者海士納屋仕調貸方仕過ル安政二卯ノ  
年迄者年々罷越來候處 須佐浦漁人と漁場之  
儀二行懸り合仕来儀 其已来五六ヶ年者一向罷越不申 然ル處  
さノニ海士納屋立置 年々修覆等仕候而も無益之造作  
入 且内輪極難者之儀二行 甚はなはだもつて 以当惑仕候段右二行

【注】筑前金崎 = ちくぜんかなさき(現福岡県宗像郡玄海町鐘崎。田万川町史 530頁)によれば金崎海士の宇生(つぐ)市味への入漁は十七世紀末頃から始まり、爾来二百年の間続いた。来着は六月中旬下旬で十月下旬には帰国した。2、6家族、20、40人位が2、6隻の帆船に乗って来着し、浜近くに小屋を建てて雨露を凌ぎながらアワビを獲り、漁期が終わると干し鮑を船底一杯にして帰国した。最初は海女が多かったが次第に海士が増えて地元との争いが多くなった。須佐漁民との争いは名島付近の漁場の境目のことであつたらしい。田万川には現在権田姓の家が百数戸あるが、これらは殆ど金崎漁民の末裔である。  
海士 = (あま)海人海女。海士海女は海に潜つてアワビ、サザエなど貝類やテングサなどの海草を採る事を業とする。海士はおとこあま、海女はおんなあま。海人、海女は海または湖で魚類・貝類・海藻などを採ることを業とする。(田万川町史537頁)

【69頁】 35A

彼地海士九郎次方令合候ハ彼者罷越御欲らも  
申上候訳ニ御座候哉 右納屋解除不 仕二而者 修  
覆目途無之仍而無 抛御願申出候間 前断之趣被  
聞召分何分之御沙汰被仰付被下候様奉願候 此段御序  
之節宜様御取成被成可被下候 奉願候 以上

【注】支合 = (おたえあひ)や(たえあひ)と(支え言)。 讒言。人を中傷する。支えだて邪魔する。



万延二年辛酉(1861)二月

酉ノ二月

横田秀五郎

緒方弥左衛門

右本書海士入漁之儀者御詮議懸り一相成居候得共  
急ニ不被及御沙汰候条 納屋  
之儀者 下勝手次第一取捌可申候事

【97頁】 35B

右之通り御沙汰有之候ニ付 早速令沙汰候事

同日

一 去申年<sup>万延元年</sup>勘定物并一紙 同年證人中村五郎平持参

一 付取肴式三種ニ而酒差出候事 尚茶漬飯等菜有合ニ而  
差出候事

付り 右ニ付肴代巻封持参之事尚判形儀者今日五郎平

無<sup>よんどころなく</sup> 抛御用筋旁差急ニ付後<sup>日カ</sup> 見合相調候而  
可<sup>しかるべき</sup> 然段

申事ニ付後日判形相調候事 尚又去年分之儀

者 大谷利兵衛殿役中之儀ニ付彼方<sup>かなた</sup>申合ニ而判形

【注】 勘定物 = かんじょうもの 金銭出納簿とか決算書のことか。

【98頁】 36A

相調覚悟候事

付り 去年大谷利兵衛役中ニ而候得とも 當年差出

一 付身柄印判ニ而可<sup>しかるべき</sup> 然段此<sup>迄カ</sup> 先例之由ニ付判形相調  
候事

同晦日

覚

一 米四斗五升 也

右御中間利三郎儀 兼而内輪難<sup>抹消?</sup>罷居候処先達<sup>せんだつて</sup>而  
已来氣分相相成何共今日飯米 相捌不申候間何

卒

【99頁】 36B

御心入を以て書之通秋返納ニ御貸米被仰付

被下候様奉願候 此段御序之節宜様被成御取成可  
被下候

奉頼候 以上

二月晦日

緒方弥左衛門

付り 当時<sup>かみ</sup> 上御所帯向御繰巻御六ヶ敷時ニ付

諸御貸米被差留候段先達<sup>せんだつて</sup>而被仰出置候得共利三郎より去

冬

より中風之気味ニ而難渋仕其上妻儀も兼かねて而氣分相やいニ而内輪之自由も出来兼 尚老母も七十有余ニ相成内輪まかない

【70頁】37A

方も有之ニ出来兼位之事 世倅吉人有之候得共 是又  
右兩人之看病ノ三日を送る風情ニ而至極難渋之儀ニ  
候ゆ出力△右之段申出候一付差 候事

一 本書一ツ書之内先三斗御貸下被仰附候事

右之通り御沙汰相成候一付早速令沙汰候事

三月七日

一 御中間市郎左衛門世倅千吉 右川七郎兵衛下人友左衛門儀

御不審筋有之せんだつて先達而こゝもと爰 元被召出御おきわめ 究被仰付候処一件

相済

【71頁】37B

千吉処格別御不審筋無これなく之しさいなく無子細引取被仰付 友左衛門儀  
難ざいかのがれがたく遁罪 科有之候一付今夜入籠被仰付候段手紙を以申来

り

候事

文久元年辛酉(1861)三月

同十一日

瀬尻組御中間

三貫文

萬右衛門

右不いわれざる 謂趣有之此間先追込被仰付置候尚又御詮議之上者  
屹度被仰付方も有之候得共此度之儀者格別之

【72頁】38A

御心入を以頭書之通り過料被召上身柄無子細被遂しさいなく

御免候 已後相稽 可申候事

付り 御詮議懸り之場所 已来全く可たるべく御立山? 為御山

候条右様相心得可申候事

月日

右之通り手紙を以申来り候一付早速令沙汰候事

【73頁】38B

追記

一 右山之儀一付前一相見江候通り聞伝書差出 未いまだ 御詮議半と之内

不心得之筋有之 前書之通り被仰付 其後梅地金助 風与ふと

拙宅参り候節 同人方ニ而右山之儀委細記有之由承り居候ニ

付内々相尋

候處 成程同人祖父代少々記置候廉も有之候得共中々私録

位之儀一候得者 上江持出申様八無之由候事候得共 押而おして

内々尋候處 同人

文久元年辛酉(1861)三月

申者成程萬右衛門申出之通り先年手山二願い候而被遂御免候  
様相見申候

実八彼者持懸り田地川手多く有之候一付川手修甫山被仰付候  
其節

須佐地組中間之内一毛一同二石様之儀被遂御免候段年月日  
共一委細

金助方二而相あいわかり 分由申一付 為心得記置候事

【注】修補山=(じゅうほやま)益田家の諸役局助場地下の井出溜池などの維  
持修補のために設定した用材を兼ねた基本財産林。

同口

御願申上候事

【74頁】39A

私弟義馬と申者を若本新右衛門養子二死達せんたつて而御願

申出被遂御免難おゆるしとげられありがたき 有次第一奉存候 然儿處内輪不

縁之趣一付 無よんどころなく 抛違变之儀双方申談仕候間 偏二ひとえ

御心入を以被遂御許容被下候様奉願候 此段御序之節

宜様被成御取成し可被下候 奉頼候 以上

三月十一日

梅地金輔 判

増野 勝太 殿

前書之通り私組内梅地金輔より御願申出候間

【75頁】39B

此段御序之節宜様被仰伺可被下候 頼存候 以上

同日

増野 勝太 判

當役中殿

右之通りニテ願書差出候一付早速差出候事

同十四日

覚

私下人友左衛門儀 此度大橋汀下人 彦左衛門方

米盗人一件之儀一付不都合之申出仕御厄害二立至り今更

【76頁】40A

奉恐入候 依これによつて 之身柄差さしひかえ 扱罷居中候間此段被成御沙汰

可被下候 奉願候 以上

月日

石川 七郎兵衛

同廿二日 右差扱之儀被遂御免候段以手紙申来り

候一付令沙汰候事

【77頁】40B

三月十九日

一 万延之年号於江戸文久元年と改被仰付

候一付於御国も三月十五日より改被仰付候段御触有之

候一付記置候事

付り 此筆頭役一付よ之儀余而八無之候得共為心得  
記置候事

同十四日

一 米四斗五升也

【78頁】41A

右板井十郎右衛門儀 兼而極り? 罷居候処昨年老父長病  
造作人 尚追年打続キ 年柄悪敷彼あれこれ 是 當春老母  
飯米無御座 家内中共及飢渴一候様躰ニ罷居 必至ニ  
相捌不申候間 偏ひとえ一御心入を以一ツ書之通り秋返納ニ  
御貸米被仰付被下候様奉願候 左候八当難相凌  
取り続ケ度奉存候間 此段御序之節宜様被成御取成  
可被下候 奉願候 以上

三月十四日

石川 要左衛門

熊谷 秀吉

【76頁】41B

同十六日

板井十郎右衛門儀 兼而難渋之段八違々相聞且当節

文久元年辛酉(1861)三月

必至差湊之趣 無余儀事ニ付 類外之御心入を以  
一ツ書之内為御取救米方御扨切二被仰付被下置半方  
秋返納ニ  
被仰付候事

右之通り申来り候一付令沙汰候事

同日

覚衍字

【80頁】42A

私儀過嘉永四年1861ル 亥暮須佐御用処 筆者見習役被仰付  
有之 遂其節候内相模国御出役 御供被仰付候処  
不案内八不及申おぼつかなく手役等も無 覚 束御供仕り候而も御間欠ニ  
共相成候而者恐多奉存候得共 同役も数多被召連  
儀一付 御断義不申出 御供仕候処 御心入を以

遂其節難有仕合ニ奉存候処 彼あれこれ 是と年数相重り候得共  
往々八捌置 当座之処も難 相 勤 思安仕候内

【注】御用処 = (御用) 御用

手役 = (手) 手  
間欠 = (まがけ) 間が欠ける意。間欠銀、間欠銭などの用法あり。売値が  
買値より安く、不足銀額が生じたとき『差額』の事。

文久元年辛酉(1861)三月

【続く】

【61頁】 42B

御心入を以萩御用所御用迄被仰付有之 遂其節  
難有仕合ニ奉存候処 またぞろ 又候 御心入を以萩御用所  
御筆者見習役被仰付身ニ糸リ難有仕合ニ奉存候然ル  
所 前断之趣ニ付 御断可申出と相考申候得共  
御心入を以被召仕候儀者忘却仕候而ハ不相濟儀と差扱  
出勤仕候 然る処年来眼病之気味ニ而御座候  
去秋より別而魯にぶク相成 夜中共ハ至極無覚束 おぼつかなく  
仕合ニ而当惑仕間 何卒此上之

【62頁】 43A

御憐愍を以御差繰被仰付被遂候ハ、引ノ保養仕  
似合之御奉公申上度奉存候 ケ様之儀申出之段ハ深ク  
奉恐入候得共 前断旁之趣不任心底 無 よんどころなく 扱御断  
申出候ニ付 此段御序之節宜様御取成被成可被下候  
奉頼候 以上

三月十六日

横田文右衛門

同廿日右氣分相やいニ付断出之儀 御差繰難被為成被差留候条  
遂其節候様手紙を以申来り候ニ付早々令沙汰候事